

## 愛工大インターンシップ制度に関する取扱要領

愛知工業大学（以下「本学」という。）は、受入先企業・団体等（以下「受入先企業等」という。）における学生のインターンシップに係る制度の取り扱いについて、次のとおり定める。

### 1 受入条件

受入期間、実習時間、実習スケジュール、その他受入条件は、「受入連絡票」及び「実習予定表」に記載のとおりとする。

### 2 誓約書の遵守

本学は、実習生に対し、受入先企業等に提出する誓約書の内容を遵守させるものとする。

### 3 守秘義務

- (1) 実習生は、インターンシップで知り得た秘密を漏らしてはならない。受入終了後であっても、同様とする。
- (2) 本学は、守秘義務の遵守について、監督責任を負うものとする。
- (3) 実習生は、受入先企業等の資料等を引用してインターンシップの成果を第三者に発表しようとするときは、あらかじめ受入先企業等の承認を得なければならない。
- (4) 個人情報記載された資料については、本学のインターンシップ活動の目的以外に使用しないものとする。

### 4 保険加入

- (1) 本学は実習生に対し、実習期間中の事故等に備え、傷害及び損害保険に加入させるものとする。
- (2) 実習生は、受入期間中に故意又は過失により受入先企業等又は第三者に損害を与えた場合はその損害を賠償する責めを負い、本学は誠意をもってその解決に当たるものとする。

### 5 インターンシップ打切り

受入先企業等は、実習生が規定に違反する行為を行った場合その他インターンシップの実施を継続し難い事由が生じた場合は、受入期間の途中でインターンシップを打ち切ることができる。

### 6 その他

この要領に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、本学と受入先企業等が協議し決定するものとする。